

平成18年度食品安全モニターの募集について（案）

1 趣旨

食品安全モニター（以下「モニター」という。）は、消費者の方々に日常の生活を通じて、食品安全委員会（以下「委員会」という。）が行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況や食品の安全性などについて意見等をいただくために、委員会が依頼するものである。その他、地域への情報の提供にも協力いただく。

2 食品安全モニターの対象者

モニターを依頼する者については、日本国内に居住している満20歳以上で、食品の安全について関心を持ち、食品安全モニターアクセスに出席可能な者のうち、以下のいずれかの条件を満たしている者を対象とする。ただし、公務員は対象外とする。

- ①大学等で食品に関する深い学問（医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学、家政学、食品工学、食品に関する社会科学（流通・経営等）等）を修了していること
 - ②食品に関する深い資格（栄養士、管理栄養士、調理師、食品衛生管理者等）を持っていること
 - ③食品の安全に関する行政・業務に従事したことがあること
- ※ 募集人員は470名とする。なお、これまでにモニターを経験された方の再選については、募集人員の半数を上限とする。
- ※ モニターは、委員会事務局長が依頼し、その期間は、依頼した日から翌年3月31日までとする。

3 食品安全モニターの役割

モニターに対しては、次の事項を依頼する。

- ①食品の安全性に係る調査についての報告
- ②食品安全行政などに関する意見の随時報告
- ③食品の安全性に関する危害情報を入手した場合の情報提供
- ④食品安全モニターアクセスへの出席

その他、委員会が行う食品の安全性に関する情報の提供にも協力をいただく。

4 報告等の活用

モニターからの報告については、委員会が食品の安全性の確保に向けた役割を的確に果たしていくための参考とする。

また、随時提出された報告については、整理して、関係行政機関にも送付し、当該関係機関における行政への反映を図るとともに、報告の概要をホームページ等に掲載することにより、広く食品の安全性の確保に関する施策の参考に供する。

5 今後のスケジュール

- ①募集開始： 平成18年1月26日（食品安全委員会ホームページへの掲載等）
※電子メールによる応募も今年度より採用

- ②募集締切： 平成18年2月17日（消印有効）
- ③依頼状発送： 平成18年4月上旬（予定）

※ モニター募集に関する問合せ先
内閣府食品安全委員会事務局「食品安全モニター」担当 Tel.03-5251-9216～9218

6 その他

その他、食品安全モニターの実施に関し必要な事項については、委員会事務局長が別に定めるものとする。